

## ガーショム・カーマイケルの自然法学

田 中 秀 夫

### I は じ め に

17世紀のグラスゴウ大学が信仰至上主義という宗教改革の遺産に喘いでいたとすれば、18世紀を迎えて以後のグラスゴウ大学は活気にあふれていた。隣国イングランドとの合邦（1707）はエディンバラ以上にグラスゴウにとって繁栄の好機を与えた。

独立した武勇精神の国として伝統を誇っていたスコットランドは、17世紀の経済的苦境、20万人もの浮浪者を出した飢餓の90年代の悲惨な状態から脱するために、ダリエン計画などの重商主義的政策による自力発展を目指したが、しかし、それに挫折して、最後の手段として合邦を選んだ。名誉革命体制を磐石にしたかったイングランド側が合邦によって統治の安定を確保したのに対して、スコットランド側は、合邦によって内国消費税を歳入として獲得するとともに、イングランドやアメリカ植民地などの大きな市場へのアクセスが可能になったことなど、いくつものメリットを得た。こうしたメリットによって本格的な経済発展、改良が可能になった。合邦によって増加した歳入は経済振興策の原資として活用された。

しかしまた合邦によって失ったものも大きかった。第一に、議会在ウェストミンスターズのイングランド議会に統合されたことによってエディンバラの議会は閉鎖され、それまでの政治都市としてのエディンバラは政治的中枢機能の縮小を余儀なくされた。議員であった主だった貴族とジェントリは住まいをロンドンに移した。それは商業的にもマイナスであった。愛国者フレッチャーが怖

れたのは富と人材の流出であった。

第二に、それ以上に重要な影響であるが、合邦によって、かつての独立国としての誇りが失われ、合邦支持者とジャコバイトに国民は分裂した。合邦派がやがてハノーヴァ家王位の継承を受け容れるのに対して、後者はステュアート家の復位のために勢力を結集していく。スコットランド国民の大半は合邦に反対であった。フレッチャーのような知識人にとっても、より守旧的な国民にとっても、合邦が豊かな生活を可能にするとは思われず、むしろ合邦によって、スコットランドはイングランドの意のままに操られ、イングランドに従属した半植民地に貶められるのではないかと心配があった。イングランドは大国で、スコットランドは小国であったから、こうした心配は深刻で、多くの国民がステュアート家に寄せた恭順の気持ちは愛国的感情なのであった。ジャコバイト主義は、たんなる復古反動ではなかった。

しかしながら、時間はすべてを乗り越えてしまう。やがて、圧倒的な経済発展、繁栄の時代が到来する。合法的に植民地貿易に乗り出すことが可能になったグラスゴウは、従来にも増して、商業都市・港湾都市として急速な経済的發展を遂げた。アメリカとのタバコ貿易などはグラスゴウの商人に巨利をもたらした。リンネルの輸出も好調であった。リース港を持っていたエディンバラの商業も隆盛を迎えたが、グラスゴウの繁栄のほうが目立っていた。

連邦制ならいざ知らず、イングランドとの統合的合邦となれば、スコットランドは富も人材も奪われ荒廃するであろうとして、合邦に反対した愛国者サルトーンのアンドルー・フレッチャーの予想はおおよそ外れたが、エディンバラに関しては部分的に当てはまった。しかしながら、やがてエディンバラは商業都市として以上に政治的ならびに文化的な都市として繁栄を繰り返す。議会はなくなったが、スコットランド教会の総会は相変わらずエディンバラで開かれたし、弁護士会や裁判所などの司法機関も、スコットランドの統治にかかわる政治機能も、依然として、エディンバラが担った。

こうして18世紀の間に人口でも経済力でもエディンバラを凌ぐようになった

グラスゴウの経済的繁栄が、グラスゴウ大学の活況の基盤ともなっていた。世紀半ばともなると外国貿易で獲得された富を持った商人が郊外に邸宅を構え、さらに彼らの富が文化的繁栄の基盤ともなった。1720年代にグラスゴウを訪問したイングランドのジャーナリスト、ダニエル・デフォーは、街の美しさを賛美していたが、急激な人口の増加の結果、街は郊外へと拡張していった。

名誉革命、合邦、ハノーヴァ王位継承に反対した守旧的なジャコバイト（ステュアート家支持者）の巻き返し、反乱なども、その後幾度もあったけれども、1745年のジャコバイトの最後の反乱に続いたハイランド平定によって、反対勢力が一掃されたために、スコットランドは世紀中葉から目覚ましい繁栄の時代を迎える。

そうした動きに対応して、スコットランドの大学改革も始まった。教授制度の導入とカリキュラムの改革は、国王ウィリアムのオランダ時代からの忠臣でスクアドロンであった学長ウィリアム・カーステアズが率先して行ったために、エディンバラが先んじていた（1710年）が、1727年にはグラスゴウ大学でも改革が行われ、それによって道徳哲学講座が設けられた。それまではリージェント（クラス担任で多数の科目を教え、クラスの学生を持ち上げる）が他の科目とともに教えていたのであるが、この年にリージェント制度が廃止され、教授制度が導入されるとともに、道徳哲学講座が設置されたのである。初代の道徳哲学教授となったのはハチスンの師、ガーショム・カーマイケルである。「コモンウェルスマン」（広義の共和主義者—キャロライン・ロビンズ）として知られるカーマイケルは、17世紀の代表的自然法学者であったドイツのザムエル・プーフェンドルフ（Samuel Pufendorf, 1632-1694）の小著『人間と市民の義務』をテキストとして用い、それに注釈を加えるという形式で講義を行った<sup>1)</sup>。

1) カーマイケルの注釈書は今では英訳で読める。*Natural Rights on the Threshold of the Scottish Enlightenment: The Writings of Gershom Carmichael*, ed. by James Moore and Michael Silverthorne (trans. By M. Silverthorne), Liberty Fund, 2002. 以下、本書からの引用に際しては、( ) にページ数を入れるだけで簡略に示す。

グラスゴウ大学に限らず、エディンバラ大学やアバディーン大学でも、スコットランドの道德哲学講座では、スコラ的アリストテレス主義の倫理学から、プーフェンドルフとグロティウスを有力な知的典拠として参照しつつ、近代自然法思想（プロテスタントの自然法思想）を基調とした講義を行なう方向に転換が行われた。自然法思想は法学の基礎となるとともに道德哲学として発展しつつあった。スコットランドでは道德哲学としての自然法思想が極めて重視された。その理由はスコットランドの社会が、まさに封建的な社会から社会的な商業社会へとこの時代に急速に変容を遂げつつあったことによる。

17世紀から18世紀にかけて法学のメッカはオランダであった。プーフェンドルフの法学とともにオランダの法学の影響は大きく、スコットランドの法学生はライデン、ユトレヒト、フロニンヘンなどのオランダの大学に留学した。彼らの多くはオランダで法学の仕上げをして、スコットランドの大学の法学や道德哲学の教授になった。

グラスゴウ大学の転換は際立っていた。すなわち、グラスゴウでは、カーマイケルに続いて、ハチスン、スミスという抜群の知性が登場して、それぞれニュアンスがあるものの、自然法学の構造と特質を基本的に継承した道德哲学の講義を行なったのである<sup>2)</sup>。彼らはまた道德哲学を梃子にして社会の改革を進めようと考えた共和主義者でもあった。彼らの道德哲学は、自然法思想だけではなく、共和主義にも関係があった。望ましい政体の比較分析も行ったが、同時にシヴィック・ヴァーチャーについても論じ、自由な社会の構造と担い手、その行動原理について、一歩踏み込んだ議論を展開していた。したがって彼らの道德哲学と自然法学との継承関係を主張することは、直ちに彼らの共和主義との関係を否定することではない。

自然法学の最大の課題は、人間と市民の権利と義務を明確にし、国家権力の限界を定めることによって、個人の利己心の横暴と墮落、国家権力の暴走、専

2) プーフェンドルフ、カーマイケル、ハチスンの継承と断絶関係については未だ解明の余地がある。James Moore and Michael Silverthorne eds., *op. cit.*, Foreword, xii-xv を参照。

制をいかにして抑制し、個人と社会を幸福にするか、平和で安全で社会的な公共空間を構築するかということであった。グロティウスの理論には、ホッブズやロックと同じく、まだ内乱の影が重くのしかかっていたが、プーフェンドルフの自然法学にはウェストファリア条約以後のヨーロッパの国際秩序、勢力均衡体制が反映されていた。神への崇拜の義務も説かれた。課題は明白でも、この課題の実現は容易なことではない。その具体的な方法の案出は難問であった。しかし、個人の知性 (knowledge, understanding, reason) を磨き、感情 (feeling, affection, sentiment) の豊かさを育み、能力 (faculty, power)、実行力 (virtue) を高めるとともに、専制権力の抑制をはかるという方向だけは明白であった。

グラスゴウ大学には、エディンバラ大学と同じく、やがてスコットランドのみならず、アイルランド、イングランド、アメリカから、スミスの時代にはロシアからも学生が集まった。港湾都市グラスゴウはアイルランドに近いという地の利もあった。グラスゴウ大学の道徳哲学講座は、ハチスン、スミス、リードへと受け継がれ、ミラーの法学講座とともに大学でもっとも有名な講座となる。学生数は<sup>3)</sup>、おおよそのところ、アバディーン大学では、18世紀の間に、キングズ・カレッジがおよそ100人から80人に減少し、マーシャルは190人から200人になった。グラスゴウは400人から800人へ、エディンバラ大学は800人から1600人へ増加した。

伝統社会の理論的解体を原子論的に遂行したホッブズの批判者としても知られるプーフェンドルフは、近代的自然法の代表的理論家とされるけれども、その近代性は必ずしも徹底したものではなく、一面では半ば伝統秩序の妥協的な擁護者であって、半封建的階層制社会に適合的な位階的な自然法理論を展開した。一方で、ヨーロッパのウェストファリア体制という現実に即して政治と道徳の理論を構築したプーフェンドルフは、グロティウスやホッブズを超えた近

3) Jenfer J. Carter and Joan H. Pittock eds., *Aberdeen and Enlightenment*, Aberdeen U. P., 1987, p. 3, 6 note.

代政治理論家であったとされる<sup>4)</sup>が、他方で、その実、プーフェンドルフの自然法のテキストの性格がこのように伝統と妥協的であったから、名誉革命の支持者であり、ウィッグであったカーマイケルが、プーフェンドルフの『自然法に基づく人間と市民の義務』をテキストとして利用しつつも、そっくりそのまま受け容れることがなかったのは当然であるように思われる。カーマイケルはプーフェンドルフの自然法思想を、いわばグロティウスやロックの理論を梃子にして、スコットランドの現実には合うように、より近代化（個人主義化、自由主義化）したのである。

## II カーマイケルの思想形成

ガーショム・カーマイケル (Gershom Carmichael, 1672-1729) は王政復古の時代にロンドンに生まれた。父アレグザンダー・カーマイケルはスコットランドの長老派の牧師で、1677年に亡くなった。母クリスチャン・イングリスは、その後、スコットランドの神秘主義神学者ブラエのジェイムズ・フレイザー (James Fraser of Brae) と再婚した。カーマイケルは1687年から91年にかけてエディンバラ大学で学んだ。

この時期、イングランドでは名誉革命が起こっていたが、スコットランドでも影響は避けられなかった。オレンジ公とその軍のイングランドへの到着騒ぎのさなか、ステュアート家のジェイムズ6世がフランスに逃亡（亡命）したことで、さほど大きな動乱にはならなかった。しかしながら、以後当分の間、ジェイムズを支持するジャコバイトの勢力がいつ蜂起するかについては予断を許さず、不穏な時代が続いた。

メアリ女王とともに即位したウィリアム三世と名誉革命政府は、スコットランドに安定したウィッグ政府を樹立しなければならなかったが、それは容易ではなかった。それでエディンバラで身分制議会が開かれたが、そこではウィリ

4) Tully, "Introduction" to his ed. Pufendorf, *On the Duty of Man and Citizen*, Cambridge U. P., 1991, p. xx.

アム派とジャコバイトが対抗しあった。議員の一人であった愛国者アンドルー・フレッチャーはイングランドとスコットランドが緩やかな連合、すなわち連邦的合邦を実現しない限り、安定は望めないと見ていた。対立する党派と利害の複雑なパワーゲームを通じて、スコットランドは事実上、名誉革命を実現していった。スコットランドの名誉革命は、とりあえず1707年の合邦において完成する。

しかしながら、スコットランドにおける名誉革命の進展のさなか、ハイランドが不作に見舞われ、スコットランドは苦境に喘ぐことになる。戦乱と不作はスコットランドの民衆を苦しめた。スコットランドが繁栄に向かい始めるのは1730年頃からである。したがって、スコットランドの苦境の時代にあって、道徳と政治の根源的な問題、安定した社会秩序をいかにして構築するかという問題に取り組んだカーマイケルは、スコットランドの苦難のなかで他界したのであって、その後の繁栄を知らなかった。

ハイランドの不作がすでに前年に始まっていたが、1693年から翌年にかけて、ハイランドにも近い、セント・アンドルーズでしばらく教育に従事したのち、1694年に彼は、ハミルトン公爵夫妻とその息子の世話でグラスゴウ大学のリージェント（クラス担任教師）に任命された。カーマイケルは公爵夫妻に1699年の最初の『哲学の学位論文』（*Philosophical Theses*）を献呈した。

1692年以降、ハイランドは不作により厳しい食糧難に直面していたが、1695年から99年までの6年間、夏の多雨と早い霜によって穀物の凶作が続いた。飢饉は深刻で、スコットランドの枢密院は禁じていたアイルランドからの穀物輸入を許可し、さらに食料不足から利益を得ようとした買占め人と仲買人を譴責して、穀物倉庫の開放を命じ、穀物価格を固定しようとした。苦境の切り札としてウィリアム・パターソンによって提案されたパナマ地峡での中継貿易基地の建設計画（ダリエン計画）は、愛国者フレッチャーも支持したものの、海洋国家として一歩先んじていたイングランドの支援をとりつけられないどころか、むしろ妨害され、その結果、失敗に終わり、スコットランドの苦境はいっそう

深刻となった。人口の10パーセント以上が浮浪者となり、街道には行き倒れた餓死者が星をなした。このような苦境が、独立を放棄してでもイングランドとの合邦へとスコットランドが進んで行った大きな要因の一つであった。

カーマイケルが、このような動乱、苦境、変革の時代をどう見ていたかは今のところわからない。しかしながら、カーマイケルが社会契約説を採用したこと、抵抗権論を主張したことは、こうした混乱した激動の時代のスコットランドの経験に照らしたとき、きわめて当然のことにように思われる。社会的現実を成り行きに任せることなどできなかった。人為でできることは限られているとしても、事態の静観は許されなかった。彼の主意主義的な思想は、こうした背景から理解すべきである。

カーマイケルは、1707年に『哲学の学位論文』第二部を親戚のジョン・カーマイケル、ハインドフォード伯爵に献呈している。そして前述のように、グラスゴウ大学で担任制度が廃止された1727年に、彼は道徳哲学教授に任命された<sup>5)</sup>。しかし、1729年に他界するので、教授ポストにはわずか2年しかいなかった。後任は、ハチスンであった。

カーマイケルは意欲的な教師という評判であった。担任教師として彼は論理学、形而上学（存在論 ontology と精神学 pneumatology、後者は自然神学 natural theology を含んでいた）、道徳哲学、自然哲学を教えた。論理学ではポート・ロワイヤル論理学、『思考の技術』を注釈した。自然神学では改革派スコラ神学の簡潔な要約を行った自然神学体系を作成した。それは学生のための形而上学のテキストとしていたオランダのヘラルド・ド・フリース (Gerard de Vries) の『精神学と存在論の結論』 (Pneumatological and Ontological Determinations) を補足するものであった。カーマイケルの専門は道徳哲学であり、担任教師としても、教授になってからと同じく、プーフェンドルフの『人間と市民の義務』を注釈しながら自然権論を展開した。その主要な議論は、1702年から翌年にかけて行われた講義にすでに存在しているが、詳細は

5) James Moore and Michael Silverthorne, Foreword, p. x.



何年もかけて展開され、ヨーロッパの著名な道德哲学者・自然法学者と論争をしている。第4年と5年目には物理学を教えた、彼の教科書はジャン・ル・クレルクの『自然(物理)学』、デイヴィッド・グレゴリによって、また後にはグラヴサンドによって概説されたニュートン物理学であった。教科書から、カーマイケルはアリストテレスの正統的なテキストを注意深く除外した<sup>6)</sup>。

こうしてカーマイケルは1724年に『プーフェンドルフの人間と市民の義務論の補足と考察』の第二版を残した。それがムーアとシルヴァーソーンによって編集されて『ガーショム・カーマイケル著作集』の第1部として収録された。以下、このテキストを読んで、カーマイケルの自然法思想の概要を把握してみよう。

#### カーマイケルの自然法思想

第一に、カーマイケルは伝統的な道德哲学において支配的だったスコラ的アリストテレス主義を曖昧だとして退けた。しかし、17世紀のプロテスタント長老派の大学で教えられていたスコラの倫理学にも正しい点があって、それは人間が「永遠の幸福」(Beatitude)を求めると説いたことである。墮落した現世では永遠の幸福など望むべくもない。したがって、神の崇拜においてこの永遠の幸福への希望を表現することが適切であるとした。カーマイケルも幸福の概念を重視する。

したがって、「神は崇拜されるべきである。」(47)これがカーマイケルの第一自然法である。これは直接的な神への義務であるが、崇拜は間接的にでも可能である。それは被造物を尊重することである。「各人は可能な限り全人類の共通善を促進すべきであり、またそれが許す限り、各個人の私的な善を促進すべきである。」(48)これが第二の自然法の戒律である。いったんこのように述べた後、カーマイケルは表現を修正して後者を二つに区分している。「各人は他人を害することなく自分自身の利益を追求すべきである。」そして「社交性

6) James Moore and Michael Silverthorne, Foreword, pp. xi-xii.

が育まれるべきである。」(51) このように自然法の基礎はプーフェンドルフのように一つの基本的戒律ではなく3つあるというのがカーマイケルの主張である。

神への義務(崇拜)、自分への義務(他人を害さない限りでの自己利益の追求)、同胞への義務(社交性)という3分割は単純明快であるが、社交性とは何か。それは他人を害さないこと、自然的平等、私的利益の無害な追求すなわち人間愛の権利(rights of humanity)、慈恵と友情(beneficence and friendship)として述べられている。

自然的平等は、(1)各人は平等に人間であって、例外なく道徳的義務に服し、自らのものである特定に権利を持つということ、(2)「ある人が生まれつき他人以上にどんな精神か身体の賜物を持っていようと、だからといって、彼は自らの権利によって他人の支配権、あるいは共通に利用できる物のより大きな分け前を要求することは許されない。なぜなら自然は同じ手段、同じ条件で、所有権と他人への支配権を獲得することを許しているのだからである。」(74)この第2点は重要である。

人間愛に関して、次のような指摘がある。非人間的な残忍行為がしばしば生じるのは、「難破船の財貨は、生存者がそれを陸揚げしない限り、公共の財宝に引き渡してよい」(p. 76)というような非合理的な慣習が諸民族の間で法的強制力をもつことになっているからである。編者が指摘するように(76 note)、難破船の積荷は、生存者を殺害してから略奪することで法的要件を満たした。カーマイケルが重視するのは野蛮な行為の廃止である。

このような自然法の説明で始まるカーマイケルの注釈書は23節からなっている。それはプーフェンドルフのテキストの構成を反映していることは言うまでもない。括弧内にプーフェンドルフの『人間と市民の義務』の対応する篇別を示しておこう。

1. 道徳哲学、あるいは自然法学の学問
2. 永遠の幸福と神の法

3. 神の法廷における人間の行為 (I, 1, 2) (第1編1, 2章以下同じ)
4. 法, 権利, 正義 (I, 2)
5. 自然法 (I, 3)
6. 神への義務 (I, 4)
7. 自らへの義務 (I, 5)
8. 他人への義務, あるいは社交性 (I, 6, 7, 8)
9. 自然権と合意 (I, 9, 10, 2)
10. 所有権 (I, 12, 13)
11. 契約と準契約 (I, 14, 15)
12. 義務の解除 (I, 16)
13. 自然状態 (II, 1)
14. 夫と妻の権利 (II, 2)
15. 親と子の権利 (II, 3)
16. 主人と召使の権利 (II, 4)
17. 市民社会の起源, あるいは原始契約 (II, 5)
18. 市民政府の構成 (II, 7, 8)
19. 主権の限界と抵抗権 (II, 9)
20. 征服と家産制王国 (II, 10)
21. 市民の権利 (II, 12, 13, 15, 11, 18)
22. 戦争と平和の法 (II, 16, 18)
23. 付録: 人間と市民の権利と義務

### III 平等思想と奴隷制批判

カーマイケルは、当時としては、相当に進んだ人権思想、平等思想の持ち主であった。家族法に相当する「夫と妻、親と子、主人と召使」の議論においても、それぞれ両者の関係は、対等とは言えないが、プーフェンドルフのような支配—服従関係を強調するのではなく、相互の忠実さを重視するものであった。

社会生活を維持するためには、すべての社会成員は、上位者に服従すべきであるとプーフェンドルフは考えた。夫、親、主人は、妻、子供、召使を支配するというのである。それに対してカーマイケルは、グロティウスやロックと同じく、各個人は自らを守る自然権をもつとした。

結婚はカーマイケルにおいても子孫をもうけるためのものであるが、愛情をもってよく子孫を育てるためには、適切な教育を受けさせなければならず、そのために夫婦の関係でカーマイケルが強調しているのは、貞節であって、妻だけでなく、夫も貞節を守ることを主張している。「男性も一人の妻との褥で満足すべきである。」(130) 放縦は父の無関心、子供の恩知らず、妻の争いと墮落をもたらす。プーフェンドルフはフィルマーのように家父長の絶対支配を主張しているわけではなく、カーマイケルとの差異は程度差とも受け取れる。「夫の義務は彼の妻を愛し、支え、統治し、保護することである。妻の義務は、夫を愛し、讃え、育児においてだけでなく、家政の関心事のいくつかを引き受けることにおいても、彼の援助者となることである。」(Pufendorf, Bk. II, 2, 10, p. 123)

プーフェンドルフは、消極的共同体（自然状態）では労働を行っても合意がない間は、所有権は発生しないとしたのに対して、カーマイケルは、自然状態では各人は自らの労働を付け加えた物に所有権を持つのであって、それには合意は要らないというロックの見解（労働所有権論）を支持した。

さらにカーマイケルによれば、誰も他人を奴隷にする権利を持たない。「犯罪者を処罰する共通の権利は確かにある。しかし、人はその債権者の財貨とは考えられない。……というのは、人間は神が人類に支配することを許した物体には属さないからである。」(140) グロティウスを典拠に上げつつ、カーマイケルは「大部分のヨーロッパ人の間で今日、奴隷制は廃止された」(130) という認識を示し、キリスト教徒の間では、戦争の捕虜を奴隷にしないことが普遍的慣行になっていると述べている。

カーマイケルは、そもそも人間の魂は親から与えられるのではなく、神が与

えたものであるから、人間が所有物になることはあってはならないと考えた。

カーマイケルが主に論点にしているのは戦争の捕虜の扱い、ローマ法での奴隷である。カーマイケルは「各人は自然的には自分自身の自由の所有者であり、自分自身の行為を決定する権利の所有者である」(141)という原則をできるだけ貫こうとする。カーマイケルは戦争による捕虜の奴隷を認めない。彼が認めるのは、奴隷の労務を購入することはできるということ、奴隷は債務を労務によって支払う義務があることである。またカーマイケルは、主人の家で生まれた奴隷が養育された場合に養育費相当の労務を支払う義務があることも認めている。

したがって、カーマイケルは、債務奴隷や奴隷の子供は奴隷であるというローマ人や野蛮な国民の慣行(141)は間違っており、債務や養育費相当の労務の支払いで解放されなければならないと主張する(143)。カーマイケルはロックも戦争捕虜の奴隷化を否定したとし(142)、ユスティニアヌス法典も人間を所有物扱いすべきでないと考えていると解釈しようとしている(142-143)。

カーマイケルの編者が指摘するように(142 note)、ロックは戦争捕虜の奴隷化を容認しており、ここには誤解があるように思われる。しかし、ロックは、征服者が被征服者の所有物を掠奪・接収する権利をもつということは否定した。なぜなら、それは被征服者の妻、子供、召使の生存のために必要だからである。カーマイケルの関心は土地や所有物の奪取ではなく、人格的自由の喪失にあった。この差異は重要である。

自然法に基づいて、できるだけ奴隷制を否定しようとしたカーマイケルの議論、奴隷にも人権を最大限認めようとした議論は、奴隷を所有物とできるとした同時代の自然法思想の主流とは違っていた。同時代人のバルベイラックは(144 note)、カーマイケルの推論に反対して、グロティウスとプーフェンドルを援用して、奴隷主の権利を擁護した。バルベイラックは人間を所有物にできるという考えに疑問を持たなかった。彼は、奴隷の母が産んだ子供は奴隷主の所有物であるとしたし、養育費を支払った奴隷が解放されるということはありません。

えないとした。

カーマイケルは、「家畜のように奴隷を所有するという不法な権利」が今日、キリスト教徒であると公言している人間によって行使されている、しかも古代の異教徒以上に暴力的、専制的に行使されているのは、聖なる名にとってまことに大きな恥であると述べている。それは「社交性の死の確実な印」である(145)。

それ以上に特定しているのではないが、アメリカ植民地奴隷制を言っているのであろう。アメリカの文明化は欺瞞であるというのであろう。奴隷制に集約された野蛮、専制、不法、暴力、欺瞞、詐欺は社交性と対立するのである。

#### IV 原始契約説と抵抗権

カーマイケルは第17章で市民社会の起源を問題にし、原始契約を論じている。カーマイケルは、ティティウスとバルベイラックの市民社会の起源を實力による征服に求める、征服説の論駁から議論を始めている。市民社会の起源、あるいは権力の源泉は、征服によるか同意によるかは、とりわけ宗教戦争と内乱＝内戦の時代であった17世紀から18世紀にかけて、激しい論争を引き起こす問題であったが、事実としての征服もあり、しかも征服さえも同意なのだという説もあったために、混乱は避けられなかった。

カーマイケルは、こう論じる。すなわち、ティティウスとバルベイラックはプーフェンドルフが想定した市民社会の基本的な形成原因としての契約を否定して、「野心的な人間」が、「實力」によって、「狡猾」に人々を支配したのが社会の始まりであるとする(146)が、そこに同意がなかったら、どうして支配できたのだろうか。社会を形成する以前には、人々は隣人との争いに常に煩わされていた。侵害、傷害を受け、所有を奪われることが当たり前であった。そこで強者の永続的な「軛」のもとに置かれたとするより、こうした害悪を避けるために市民社会を形成せざるを得なかったと想像するほうが適切である(147)。

市民社会を形成し、市民政府を設けるためには市民の「同意」が必要である。この同意はプーフェンドルフの言うように、まず同胞市民になる合意、第二に統治形態の決定、第三に市民と政府の間の合意という三段階が必要であるとは思われない。代わって、カーマイケルは二重の義務でよいとする。完全な市民社会 (civitas) を樹立するのに必要なのは、市民相互の義務と支配者と臣民の相互の義務である (147)。この二重の義務は一度の契約で可能である。そして完全な民主政は単一の契約で形成されるであろう (148)。

けれども、すでに存在する家族共同体が君主政体を形成する場合は、二段階の契約とみなすことができよう。「市民社会の最初の基礎を置くにあたって、適当な数の家族の長がまず結合し、次に主権者になってもらいたいと望む一人物に結束して統治をゆだねる」(151) こともあるだろう。

カーマイケルはティティウスとバルベイラックが市民社会のこうした起源を「神話」(151) だとすることに驚きを隠さない。彼らは歴史にそのような事実がないと言う。しかし「歴史の証拠は的を外れている。というのは、その種の実力の利用に関して、われわれが読む最初の記録は、すでに市民政府のもとに結合した人間集団を前提しているからである。」(152) ティティウスとバルベイラックの (そして後のヒュームの) 市民社会 (国家) の征服起源説はカーマイケルによって明確に否定された。バルベイラック自身も、プーフェンドルフの『自然法と万民法』の彼による翻訳注釈書第5版 (1734年) で、征服説を撤回し、契約説に譲歩した (152 note)。

カーマイケルの結論はこうである。「市民自身の間での、また主権者と彼の臣民との間の相互の義務が基礎とできるのは、明示的あるいは暗黙に、直接または間接に、一つか複数の段階で行われた同意のみである。」(152) 市民社会は「一人の最高の支配者の下に、相互の保護と安全のために、自らの意思と資源を統一して結合した適切な数の人々である」(153)。

このようにロック流の社会契約説を採用するカーマイケルは、当然のことながら、ロック流の抵抗権論を説く。抵抗権論はプーフェンドルフにはなかった。

カーマイケルはロックと同じように絶対君主政を容認しない。彼が容認する君主政は制限君主政だけである。ステュアート家の暴君を追放し、同意に基づいて新しい主権者を選んだ名誉革命の支持者として、ロック流の議論を採用することは正当であるとカーマイケルは確信していたし、また時宜に適ってもいた。

その意味で、第19章「主権の限界と抵抗権」において展開された議論はきわめて興味深いものである。そこにおいて、カーマイケルは、「誰も他の人間に対して無制限の権利は持たない」、したがって「ある人の権利が他人の目的を支配するところで、侵害が始まり、またそれとともに、抵抗権が始まる」と明示する(165)。

カーマイケルは、グロティウスが『戦争と平和の法』において、「キリスト教の道徳の教えは自然が認めた抵抗権を廃止した」(164)と述べていることに触れて、当時有名であったウルリッヒ・フーバー『市民社会の権利』<sup>7)</sup>とベンジャミン・ホードリ(バンガーからピアフォードの司教)『市民的為政者への服従の手段の考察』<sup>8)</sup>が支持していないことに言及し、最後はロック『統治論』を見るように促している。グロティウスもプーフェンドルフも基本的にカーマイケルの典拠なのだが、このようにカーマイケルの評価は論点次第では々非々である。ここにはカーマイケルの透徹した、鋭い学識が示されている。

カーマイケルは言う。1688年のブリテン諸王国では、「神の摂理のもとで、彼らがいまや貪り食われようとした教皇の専制の危機から、ブリテン諸島の幸福な解放者が諸島に遣わされたのである。」(166)カーマイケルにとって、ウィリアムは征服者なのではなく解放者なのであった。カーマイケルがカトリックの世界王国を否定していることは明らかであろう。

第19章の最後において、カーマイケルはスコットランドの政体を絶対君主政であると主張するサー・ジョージ・マッケンジーを<sup>9)</sup>論駁している。カーマイ

7) Ulrich Huber, *De Jure Civitatis*. . . . 1672. 3d ed. Franeker, 1692.

8) Benjamin Hoadly, *The Measures of Submission to the Civil Magistrate Consider'd*, London, 1717.

9) Sir George Mackenzie, *Jus Regium: or The just and solid foundations of monarchy in general*, ↗



ケルによれば、「スコットランド人の間では、王国の諸身分が同意しなければ、法を制定することも、課税することも国王の権限にはなかった。」(172) これはイングランドの国制をめぐる、フィルマーとロックの論争のスコットランド版とみなすことができるであろう。名誉革命以前に活躍したマッケンジーが、フィルマーの絶対主義のスコットランド版に相当するとすれば、スコットランドにおける名誉革命と合邦の支持者であり、ウィッグであるカーマイケルは、このようにロックの同意理論、制限君主政論のスコットランド版であった。

カーマイケルは、大ブリテンを形成する1707年のイングランドとスコットランドの合邦条約によって課された制限と、1714年のハノーヴァー王位継承（プロテスタント王位継承）によって（187）、スコットランド人の自由と地位は保証されたと信じていた<sup>10)</sup>。

## V 近代自然法思想の革新

カーマイケルはグラスゴウ大学の道徳哲学の教授として、自然法思想をグラスゴウ大学に導入し定着させた。それは主に大陸のプロテスタントの自然法であった。カーマイケルはプーフENDORFのほかにもグロティウス、ティティウス、バルベイヤック、ロック、カンバーランド、キケロなどをよく研究しており、したがって自然法思想を学問として、すなわちスコットランドの道徳哲学として確立しようとしたと言えるであろう。しかし、彼は自分で体系的な自然法の書物を著したわけではない。

---

*and more especially of the monarchy of Scotland; maintain'd against Buchanan, naphtali, Dolman, Milton, etc.* Edinburgh and London, 1684. 1636年に生まれ名誉革命からほどない1691年に亡くなったマッケンジーは、1659年に弁護士となり、その後、法務官僚として経歴を重ねて、1677年には法務長官 Lord Advocate となった。盟約者を弾劾したので、「血まみれのマッケンジー」と綽名された。ジェームズ2世の寛容政策（カトリック擁護）に賛同し、彼の座位に反対したから、ジェームズの忠臣といえよう。1682年に弁護士会長として、弁護士会図書館（のちに国立図書館）の創立に貢献した。著作も多く、『スコットランド法綱要』(*Institution of the Law of Scotland*, 1684), 『チャールズ2世の治世のスコットランド統治の擁護』(*Vindication of the Government of Scotland during the Reign of Charles II*, 1691), 上掲の『王権論』などが著名である。

10) Moore and Silverthorne, Foreword, xiii.

カーマイケルは普遍的な自然法思想をスコットランド化しようとしたというわけではない。彼は国民国家形成がますます進んでいた18世紀初頭の学者であったが、しかしながら、その学問の性格はナショナルな文脈に属するという以上に普遍的であった。その意味で彼は、ヨーロッパの学問共同体、ラテン語の世界の人であった。社会の学問は、やがて土着化するにつれて、現地言葉すなわち国語で語られ叙述されるようになり、それにつれて、国民的特徴を持つようにもなる。カーマイケルは依然として学問共同体の共通語としてのラテン語で講義をした。英語での講義はカーマイケルの後継者のハチスンが導入する。

カーマイケルは頻繁にティティウス (Gottlieb Gerhard Titius, 1661-1714) に言及しているが、ティティウスはプーフェンドルフの注釈書の著者で、ライプツィヒ大学の著名なローマ法教授であった。彼はプーフェンドルフの自然状態の描写、すなわち、貧困で、脆弱で、悪意のある状態としての描写に反対し、自然状態を「自然的社交性と温和な自愛の状態」であるとした。よく知られているように、プーフェンドルフは戦争状態に限りなく傾斜する自然状態を描写した『リヴァイアサン』(1651)の著者、トマス・ホップズの論敵であることを自認し、その著作において力をこめてホップズを論駁しようとしたのであるが、意に反してホップズの影響も受けてしまった。それだけホップズの極端な説には、説得力もあった。

他方、ティティウスの自然状態の概念は、ロックのそれにある程度は近いとみなせるであろう。しかし、ロックと同じく市民社会の利益を強調したプーフェンドルフを批判したティティウスは、社会においても臣民はしばしば迫害されるし、残忍な戦争を余儀なくされると言い、社会状態を相対化した。30年戦争の惨禍を目の当たりしつつ、危機の世紀を生きたティティウスには、そもそも楽観的な社会観を展開できようがなかった。「神の義」を確信して、神義論(弁神論 Theodicy)を展開するという具合に、楽観的な調和観を抱くあまり、悲惨な社会的現実を直視しなかった——あるいは生来のオプティミストであったのか——ライプニッツがこの時代では例外的だったかもしれない。奴隷

状態を直視したティティウスは「社交性の死の確かな印」だと説いた<sup>11)</sup>。

18世紀初頭、すなわちカーマイケルの時代の自然法の権威は、独創性がなかったためであろうか、今では余り評価されないが、バルベイラック (Jean Barbeyrac, 1672-1744) であった。彼はグロティウス、プーフェンドルフ、カンバーランドの膨大な著作を翻訳し詳細な注釈を付したが、その博識は際立ったものである。彼は道徳と政治における懐疑論を憂慮し、その格好の解毒剤を近代自然法の伝統に求めた。しかし、彼は懐疑論者ピエール・ベールなどの認識には多くの妥当性があることも認めていた。またバルベイラックはロックと文通をし、ロックの神学的確信の多くを共有してもいた。ベルリン、ローザンヌ、フロニンゲンといった新教の都市で後半生を過ごした彼は、それぞれの都市の新教・改革教会の正統派と論争した。

このバルベイラックとカーマイケルは交流があった。カーマイケルは彼に手紙を書き、プーフェンドルフ『人間と市民の義務』の注釈書の初版を送った。バルベイラックもまた同じプーフェンドルフのテキストへの注釈書の第4版をカーマイケルに送った。それはライプニッツの行ったプーフェンドルフ批判に対する反論が盛り込まれた版である。バルベイラックは『自然法と万民法』においてプーフェンドルフ解釈と翻訳に関してカーマイケルから教示を得たことを認め、それを明示した。二人は意見を共通にする点と対立する点があった。

二人はともにプーフェンドルフが自己防衛の自然権に関して十分な配慮をしなかったと考えた。所有権を労働の成果とするロックの労働所有権論とプーフェンドルフの合意による所有権論を比べて、二人はロックの理論のほうがより優れた説明であると考えた。二人はまた臣民の権利を奪う政府への抵抗権を人民に認めた点でも共通していた。

他方、二人はいくつかの点で意見を異にした。契約の解釈、準契約、義務、奴隷の権利、社会契約、征服者の権利などでは両者の解釈は相違する。そのような相違は結局のところ自然神学的基礎の強弱、あるいは神の信仰の差異に帰

11) Moore and Silverthorne, Foreword, xiv.

着する。カーマイケルは自然法の根底に神への信頼、崇拜を置いていた。バルベイラックは自然法を神に関連づけることに懐疑的であった。カーマイケルの自然法思想は自然神学に基礎づけられていたのに対して、バルベイラックの自然法論は自然神学の基礎が弱く、逆に世俗的自然法としてより徹底していた。バルベイラックの立場は、神への信頼の揺らぎに起因するのか、あるいは想定している人間像の自律性が高いからなのか。おそらく人間の自律性が低いのに神への依存もできないという、流動化した大陸プロテスタント国家の状況を反映した、見解に帰着するとも言えるかもしれない。

カーマイケルの道徳哲学は「ラディカル・ウィッグ」(ロビンズ)のハチスンに受け継がれるが、ハチスンは一方でシャーフツベリから「モラル・センス」の概念を継承する。それは道徳的・美的直感判断を意味した。自然神学はハチスンにおいてもカーマイケルにおけるのと同じく重要である。ハチスンもまた自らの道徳哲学を自然神学に基礎付けたのであり、自然世界に摂理の貫徹を見ていた。自然神学の基礎上にハチスンは道徳哲学を体系的に組み立てる。自然権と平等・公平の概念、社会契約と抵抗権の思想において、ハチスンはカーマイケルを継承する。ハチスンはプーフェンドルフのテキスト以上にカーマイケルの注釈の価値を高く評価した。道徳哲学と自然法思想においてハチスンがカーマイケルから継承したものは重要である。しかし、ハチスンは共和主義者でもあった。ハリントン以来のイングランド共和主義の継承者でもあった。ハリントンの「農地法」、審議と決議の区分、無記名投票、民兵制などをハチスンは継承した。カーマイケルもロビンズの言う「コモンウェルスマン」ではあったが、ハリントンの影響はカーマイケルには見られない。シャーフツベリの影響もない。カーマイケルは圧倒的に自然法的伝統のなかの思想家であった。

こうしてハチスンはカーマイケルより遙かに進んだ、遙かに複雑な思想家となった。二人の活躍のピークとなった時代も異なれば、二人の思想を育んだ背景も異なる。スコットイシュ・アイリッシュであったハチスンの視野にはアイルランドとスコットランドの貧困と隷従の問題が共にあり、さらにまた植民地

問題、マンデヴィルの『蜂の寓話』論争、ウォルポールの腐敗政治をめぐる論争に代表されるオーガスタン論争も重要な問題であった。ウォルポールの腐敗政治は国内の平和・繁栄と一体であったから、その対処は難問であった。加えて、スコットランドの官職任命権、恩顧をその手に握っていたアーガイル公爵はウォルポールの盟友であった。開明貴族ではあったが、第3代アーガイル公爵にも許容範囲に限界があった。そのことは、やがてヒュームに大学の講座を与えなかったことで示された。いな、ハチスン自身にも懐疑主義者は許容できなかった。エディンバラ大学道徳哲学講座へのヒュームの人事にはハチスン自身が反対した。

ハチスは神学教授シムスン<sup>12)</sup>から自由主義的な教義を学んでいたし、ストアの自然神学にも共感を抱いていた。シャーフツベリからも倫理学と美学の思想を継承していた<sup>13)</sup>。それらがハチスンの自然神学の源泉であったと思われるが、ヒュームの無神論に傾斜した懐疑論は許容範囲外にあった。他方また、おそらくホイットフィールドやアースキン、ジョナサン・エドワーズなど、福音主義者の狂信的な信仰復興運動にも賛同しなかったと思われる。

ロックとモールズワースの急進的プロテスタンティズム、自由主義と共和主義、アイルランドとアメリカの隷従からの解放、スコットランドの富裕化、長老派教会の穏健派と民衆派の対立問題など、ハチスンには多くの思想的影響関係と検討課題が山積していた。したがって、カーマイケルの弟子にとどまりえなかったが、しかし、ハチスンがカーマイケルの自然権思想・社会契約説・抵

12) 1714年にシムスンはアルミニウス主義の教義を教えているとして正統派から教会総会に告発されたが証拠不十分とされた。12年後にも今度はアリウス主義を教えていると非難されたが、エヴェネザー・アースキンによれば「呪うべき異端」というのであるが、この度も総会は軽い譴責にとどめた。Ned C. Landsman, *Scotland and Its First American Colony, 1683-1765*, Princeton U. P., 1985, p. 233. ハチスンたちの穏健派の力が勝っていた。1740年代にはイングランドの福音主義者ジョージ・ホイットフィールドの影響でアメリカにおいて、続いてグラスゴウ近郊のキャンパスラングで信仰復興運動が澎湃として起こる。スコットランドの指導者はアースキンであった。

13) Ian S. Ross, "The Natural Theology of Lord Kames", in Paul Wood ed., *The Scottish Enlightenment: Essays in Reinterpretation*, University of Rochester Press, 2000, p. 340.

抗権論を継承したことは明らかであろう。ハチスンカーマイケルから継承した思想を、時代の課題に合うように、さらに発展させようとしたのである。

カーマイケルとロックから継承した抵抗権論を基礎に、ハチスンは植民地独立論を明確に主張した。それはカトリックの世界君主政に反対し、また自らの帝国の野望を退ける思想として、プロテスタント国家論において継承されてきた思想的伝統の貫徹であった。大ブリテンは、フランスと対抗して、帝国になろうとしていた。帝国批判の思想を持ちえたかどうか、それは18世紀中葉から後半にかけて、社会の幸福を目指す社会思想家の試金石であった。諸国民の幸福と両立する国家制度、国際関係は、自由な国家の社交世界か、それとも世界帝国か、帝国と諸国民の幸福が両立するか、18世紀初頭のカーマイケルや、18世紀の40年代までしか知らないハチスンには、まだ十分に定かでない問題であった。しかし、回答の方向は明らかであった。やがて、ヒューム、スミス、ミラーはその問いに対して明確な回答を出すであろう。